

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 8月 8日

大阪府知事 様

住 所 大阪市東淀川区
提出者 菅原3丁目14番1号
氏 名 天満容器株式会社
代表取締役 井原 正
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 06-328-0158

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	天満容器株式会社 岸和田工場
事業場の所在地	〒596-0001 岸和田市磯上町3-5-1
計画期間	R7.04.01～R8.03.31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	金属製品製造業
② 事業の規模	生産量として約25,000本/月
③ 従業員数	35名(含パート1名、派遣3名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生、在庫フロー参照 処理工程フロー参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙参照『特別産業廃棄物に係わる管理体制』

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ（ローリー）
	排 出 量	249.1 t	180.38 t
	（これまでに実施した取組） （引火性廃油） 溶剤廃油を2025年1月より ████████ へ有価物として売却。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ（ローリー）
	排 出 量	216.08 t	180.38 t
	（今後実施する予定の取組） （引火性廃油） 事業の種類上弊社では減量できないので目標値は推定値。 （強アルカリ） 洗浄液は定期交換を行っていますがドラム残渣内容物により交換頻度 が変動する。洗浄前にドラム内部確認検査を行い洗浄液の汚れ防止に 努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

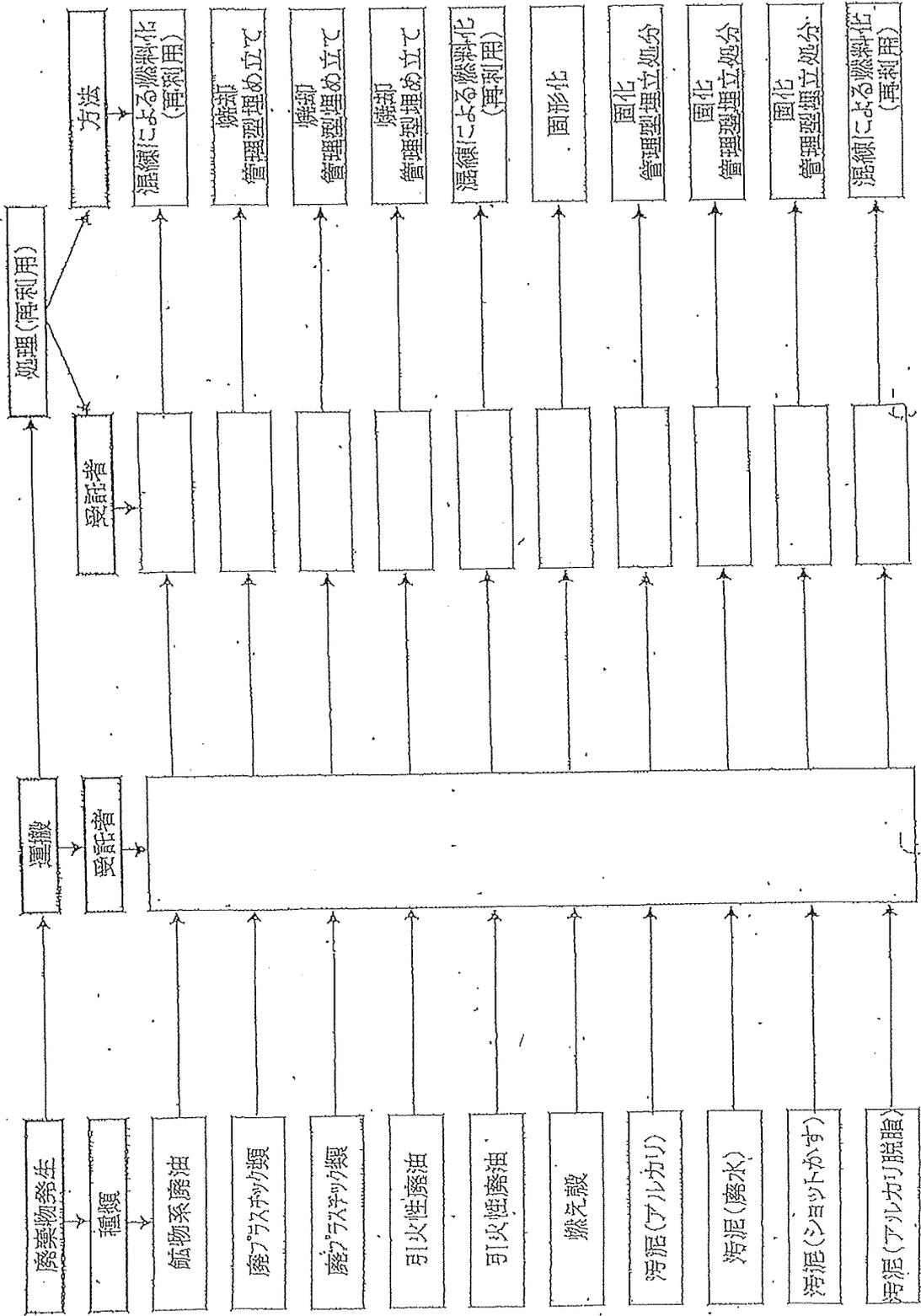
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	全処理委託量	249.1 t	180.38 t
	優良認定処理業者への処理委託量	249.1 t	180.38 t
	再生利用業者への処理委託量	33.02 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	26.3 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	189.79 t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	全処理委託量	216.08 t	180.38 t
	優良認定処理業者への処理委託量	216.08 t	180.38 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>(引火性廃油) 事業の種類上弊社では減量できないので目標値は推定値</p> <p>(強アルカリ) 洗浄液は定期交換を行っていますがドラム残渣内容物により交換頻度 が変動する。洗浄前にドラム内部確認検査を行い洗浄液の汚れ防止に 努める。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	429.48 t	
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和2年4月より電子マニフェスト導入</p>			
※事務処理欄			

作成: H. 22. 06. 23.

天満容器器(株) 岸和田工場

産廃処理工程フロー



2020年8月4日

特別産業廃棄物に係わる管理体制

